

1. 件名：事業者等における運転サイクルの変更に係る検討状況に関する面談
2. 日時：令和4年10月20日 17時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
原子力規制企画課 藤森企画調査官、佐藤係長  
審査グループ 実用炉審査部門 澤田管理官補佐  
検査グループ 専門検査部門 滝吉管理官補佐、宮崎企画調査官  
関西電力株式会社  
原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループ チーフマネジャー 他3名  
原子力エネルギー協議会（ATENA） 部長 他3名

5. 要旨

- 原子力規制庁から、ATENA 及び事業者（以下「事業者等」という。）に対して、令和4年8月24日及び同年10月5日の面談で説明のあった加圧水型原子炉（PWR）の運転サイクル<sup>1</sup>の変更（定期事業者検査の間隔を13ヶ月から15ヶ月に延長）に係る検討について、当該変更のために必要な技術基準適合性の説明には、まず、現在事業者等が PWR 共通の課題として知見拡充に取り組んでいる PWR の1次系ステンレス鋼配管粒界割れの発生及び進展のメカニズム等について、十分な説明を行うべきではないかとの懸念を伝達した。
- 事業者等から、懸念について了解した旨、また、事業者等としても、PWR の運転サイクルの変更に係る検討を進めるに当たっては、PWR の1次系ステンレス鋼配管粒界割れの発生及び進展のメカニズム等を含む技術的な課題について、さらに検討を行う必要があると認識している旨、回答があった。

6. 資料：

なし

以上

---

<sup>1</sup> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項第8号ニの発電用原子炉の運転期間をいう。